

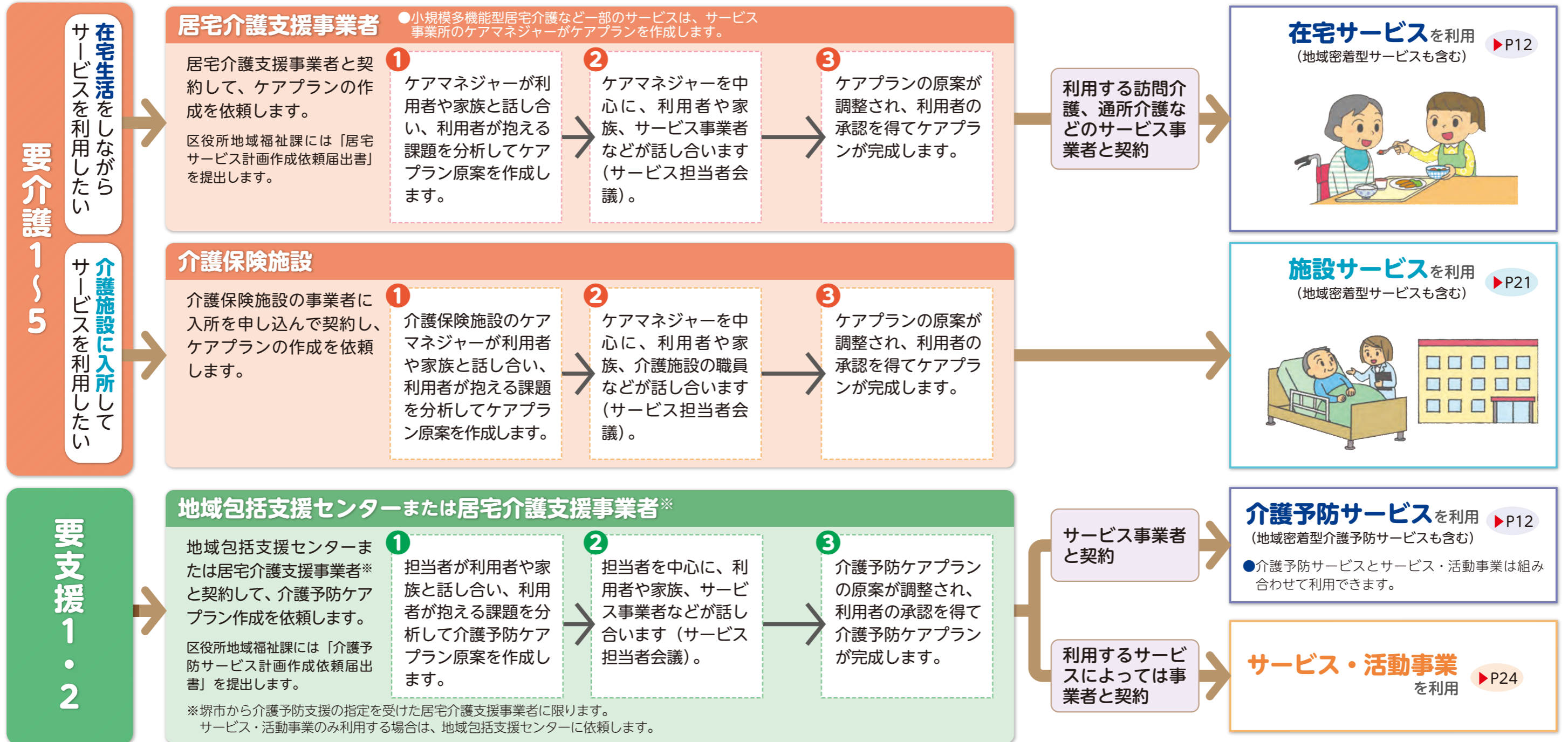
<サービスを利用する前に>

**\*ケアプランの作成** ●ケアプランの作成に利用者負担はありません。

ケアプランとは、どんなサービスを、いつ、どのくらい利用するのが最適かを決めた計画書のことです。このケアプランに基づいた介護保険のサービスを利用します。

**居宅介護支援事業者とは**

ケアマネジャー（▶P4）が在籍する事業者で、ケアプラン作成の窓口、要介護認定の申請代行、サービス事業者との連絡や調整などを行っています。



**サービス事業者を選びましょう**

利用するサービスが決まったら、サービス事業者を探しましょう。事業者を選ぶときにはケアマネジャーに相談してアドバイスをもらいましょう。事業者のホームページを閲覧したり、実際に見学に行ったりすることもできます。

**条件を比較・検討してサービス事業者を探せます！**

厚生労働省の介護事業所・生活関連情報検索サイト

**検索** **介護サービス情報公表システム** (<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)

でサービス事業者を検索してみましょう。

**高齢者向け住まいでの介護保険サービス利用にあたって確認したいポイント**

住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅にご入居を検討されている、もしくは、現在ご入居されている方が、高齢者向け住まいで介護保険サービスをご利用になる場合に確認いただきたいポイントをまとめています。



▲厚生労働省のホームページ

入居者・入居検討中の方・ご家族向け啓発資料 ▶

